

教育委員会会議録

令和3年2月8日（月） 午前10時30分 開会
午前11時09分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

長谷川洋教育長、大須賀憲太委員、伊藤志のぶ委員、佐々憲一委員、塩谷育代委員
岡田豊委員

3 説明のため出席した職員

加藤千春事務局長、横井英行次長兼管理部長、小林整次学習教育部長
稲垣直樹教育管理監、山田知子総合教育センター所長、酒井寿幸総務課長
稲垣宏恭教育企画課長、高橋亮太財務施設課長、中田勝徳教職員課長
伊藤尚巳福利課長、大道伊津栄生涯学習課長、小島寿文高等学校教育課長
伊藤孝明義務教育課長、鈴木能成特別支援教育課長、岩田政久保健体育課長
佐藤孝総務課担当課長、星原秀晴総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

長谷川教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

なし

6 請願

請願第17号 新型コロナ対策（緊急事態宣言等）および、長時間勤務改善のため、
教育委員会（学校及び、関係機関、教育委員会事務局も含む）は、
少なくとも、午後8時完全消灯をすることを求める請願

長谷川教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

（岡田委員）

学校及び教育委員会事務局等の完全消灯や施錠時刻の取組はどうなっているのか。

（中田教職員課長）

学校においては、緊急事態宣言期間に限らず、施錠時刻については、教員の多忙化解消プランに基づき、2018年度に、遅くとも20時とするよう県立学校に通知している。実施状況は、学校訪問時に確認し、おおむね実行

できていると聞いている。小中学校については、16市町村が開錠・施錠時間を設定するなどの取組を進めている。

緊急事態宣言が発出されている中、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続しており、引き続き学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底及び在校等時間の縮減に向けた取組を推進していく。

(酒井総務課長)

教育委員会事務局等職員については、終業時刻後は、私用又は不急の用務のために在庁してはならず、速やかに退庁するものとされている。

ただ、職員は、公務のために臨時の必要がある場合には、時間外勤務を命じられることがあり、これに従事しなければならない。

したがって、一定の時刻を区切って執務場所の完全消灯を強制することは、公務のため臨時の必要がある場合に、時間外勤務を命じることができず、公務に支障を生ずる可能性があるため、実施することはできないと考える。

ただそうは言っても、愛知県教育委員会においては、職員の時間外勤務を縮減する方策の一環として、全庁一斉定時退庁日設定要綱を定め、原則として、毎週水曜日、毎月19日の子育て応援の日、はぐみんデー等を全庁一斉定時退庁日とし、時間外勤務に及ぶ行事や会議等を極力自粛したり、時間外勤務が発生しないように効率的な事務処理に努めたりする取組を行っている。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、在宅勤務や、時差出勤の取組を行っている。

(岡田委員)

請願の中に、新型コロナウイルス感染症対策や長時間勤務対策、公務員としての範を示すことや節電など複数の理由が挙げられており、一定の理解はできる。学校現場等では、不要不急の仕事は勤務時間外に行わないということは徹底されてきたように思う。教員の職務の特殊性からいうと、教育活動に必要な事案が発生するということは多々ある。こうした事案に柔軟に対応することは、公務員としての範を示すことになると思う。一律に午後8時以降完全消灯とし、罰則を設けることは、現場を混乱させることにつながる。

(大須賀委員)

請願事項に、「(少なくとも、宣言期間は、)」と記載してある。あくまでも手段の一つとしてだが、特定の日に消灯するというような働きかけはできないかという気持ちがある。

(塩谷委員)

実際、コロナ禍において平常時と比べて、やらなければならない業務が増えているか。現在の状況で、午後8時完全消灯ということは可能なのか。

(岩田保健体育課長)

保健体育課において新型コロナウイルス感染者の把握をしているが、保健所が把握している陽性者についての報告が夕刻以降となることが非常に多い。午後9時過ぎに判明するケースもあった。連絡を受けて、翌日からの学校臨時休業の要否の判断を保健所と行う必要がある。そのため、関係職員は電話が鳴らなくなるまで待機している状況である。

7 議案

第1号議案 「あいちの教育ビジョン2025 ―第四次愛知県教育振興基本計画―」 について

稲垣教育企画課長が、「あいちの教育ビジョン2025 ―第四次愛知県教育振興基本計画―」の策定について請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(伊藤委員)

愛知県はこれまで平和教育について標榜するようなことはなかったが、特に戦後75年の節目で、核兵器に対する世論の高まりがあったこともあり、平和教育について考えてもらいたいと話したことがある。今回のビジョンの中で、どのような位置づけとされているか。また、学校現場での実践に対してどのような配慮を行ったか。

(稲垣教育企画課長)

平和教育については、48ページ「(14)主権者教育等の推進」の部分に記載している。具体的には、「平和と公正等について深く考える機会を充実していきます。」と頭出しをした形としている。学習指導要領の中で、総合的な探究の時間などを活用し、発達段階に応じて社会情勢、国際情勢などいろいろな事象を捉えながら、平和について考えさせる教育を行っていく。具体的な実践については、これからの課題である。

(岡田委員)

「授業にICTを活用して指導できる教員の割合について100%を目指す」という指標がある。先日、文部科学省の研修で奈良県の講師の講演を聴く機会があった。奈良県は従前までICT関連の文部科学省の調査で最下位であったが、現在力を入れていて、愛知県が最下位となるのも目前である。児童生徒に1人1台端末が配備されても、教員に指導力がない状況である。2025年に100%を目指すため、どのような施策を考えているのか。

(稲垣教育企画課長)

1つは、ICTそのものを使用して研修を行うことで、総合教育センターにおいてもオンラインによる研修を重点的に行っていく。あとは、ICT企業の協力を得て、それぞれの学校の核となるような教員を養成していく

仕組みを作ることである。考えられるありとあらゆる手法を使い、実践的な授業を展開する中で、指導力を上げるための方策を考えていく。技術的な支援も必要であるため、国のGIGAスクールサポーター制度を活用しながら、体制の構築に取り組んでいきたい。

(伊藤委員)

34ページ「(9) 大学等高等教育の振興」の施策の展開で、「県内全ての四年制大学や私立高等学校関係者、県教育委員会により構成される会議を開催し、」とあるが、県立高等学校関係者の関わりはどのようなようであるか。

(稲垣教育企画課長)

以前から継続して開催している会議であるが、県教育委員会が設置者、名古屋市教育委員会がオブザーバーとして入っている。そこに私立高等学校も加えて、オール愛知で取り組むという意味合いで記載した。

(伊藤委員)

教育活動の充実というものは、非常にあいまいなものに感じられる。具体的に、何を課題として意見交換を行うのか。

(稲垣教育企画課長)

この会議については、元々、大学と高校の連携を行うことを目的に、第二次教育振興基本計画により平成22年度末頃に立ち上げたものである。最初は大学の先生による講義等からスタートした。現在は、課題が生じたときに会議を開くこととしている。2年前には、学生ボランティアによる学校支援の枠組みの構築を議題として、開催した。大学側が教育委員会と検討したい事案などをその都度把握し、テーマを設定していくという形である。

(大須賀委員)

昼間定時制のニーズが増えていると記載があるが、多様な学びの保障という点では、夜間定時制において外国人のニーズが相当あると思う。現在はコロナの状況下であるが、長い目で見れば外国人に対する受皿は必要であると思う。

また、少子化で生徒数が減少していく中、県立高校の魅力を維持していくために、私立との兼ね合いの他、地域ごと、特に東三河山間部の人口減少地域における適正配置について、地域住民や子供たちからの視点を持って、多様な学校を供給していかないと、より県立高校の魅力がなくなるのではと懸念している。

(横井次長兼管理部長)

定時制・通信制、とりわけ夜間定時制については、外国人のニーズがある。様々な国の生徒が在籍し、指導が難しいという事情があるため、支援員などの予算を計上し、気を配っていきたいと考えている。

学校の適正配置については、一律の考え方で整理するものではないと考える。欠員も考慮しながら、学科の改編も含め、山間へき地と都市部と

では視点を変えて、今後検討していく。

8 協議題

長谷川教育長が各委員に諮り、協議題（１）令和２年度教育委員会所管２月補正予算（案）について、協議題（２）令和３年度教育委員会所管当初予算（案）について、協議題（３）愛知県職員定数条例の一部改正について、協議題（４）物品の買入れについて及び協議題（５）愛知県立学校条例の一部改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条に基づく事前協議であるため、非公開において協議することとした。

- (１) 令和２年度教育委員会所管２月補正予算（案）について
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。
- (２) 令和３年度教育委員会所管当初予算（案）について
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。
- (３) 愛知県職員定数条例の一部改正について
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。
- (４) 物品の買入れについて
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。
- (５) 愛知県立学校条例の一部改正について
非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。

9 その他

なし

10 特記事項

- (１) 長谷川教育長が今回の会議録署名人として塩谷委員を指名した。
- (２) 宮崎邦彦氏から、新型コロナ対策（緊急事態宣言等）および、長時間勤務改善のため、教育委員会（学校及び、関係機関、教育委員会事務局も含む）は、少なくとも、午後８時完全消灯をすることを求める請願について、口頭陳述したい旨の申し出があり、長谷川教育長が、前回会議録の承認後、５分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (３) 傍聴人 １名